○岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱

令和5年12月15日市水道局訓令第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市水道条例施行規程(平成10年市水道局管理規程第1号)第 6条第5項の規定に基づき、給水装置工事、給水施設工事及び消火栓設置工事の申込み によって配水管の新設若しくは改良又は消火栓の新設若しくは撤去が必要な場合の手 続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 管理者 水道事業管理者をいう。
 - (2) 道路管理者等 新設又は改良の工事により配水管を埋設する道路等の用地管理者をいう。
 - (3) 配水管布設工事等 配水管布設工事申込書又は消火栓設置工事申込書により、岡山 市水道局が発注する工事をいう。
 - (4) 給水装置工事申込等 給水装置工事申請, 給水施設工事申請及び消火栓設置工事申込をいう。
 - (5) 有効な配水管 給水装置工事申込等により設置される給水装置若しくは給水施設の分岐又は消火栓の取付けが可能であって,新設又は改良の工事により布設される配水管が分岐し,又は接続される既設の配水管をいう。

(事前協議)

- 第3条 給水装置工事申込等をしようとする者は、配水管の新設若しくは改良の工事又は 消火栓の新設若しくは撤去の工事が必要なときは、当該工事の申込みを行う前に、管理 者と事前に協議を行うものとする。
- 2 前項の協議をしようとする者は、給水装置工事申込等に伴う照会(依頼)(様式第1号) に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。
 - (1) 給水装置工事申込等の希望場所及び配水管を新設し、又は改良する予定経路を含む

公図及び写真

- (2) 開発又は建物計画図等
- (3) その他管理者が必要とするもの
- 3 管理者は、第1項の協議に基づいて、道路管理者等と必要な協議を行う。
- 4 管理者は,第1項及び前項の協議の結果を給水装置工事申込等に伴う照会(回答)(様式第2号)により回答する。

(申込み)

- 第4条 配水管布設工事又は消火栓設置工事を申し込む者は、配水管の新設若しくは改良の工事又は消火栓の新設若しくは撤去の工事が可能であるとの前条第4項の回答があった場合は、配水管布設工事申込書(様式第3号)に給水装置工事又は給水施設工事の申請書及び設計書の写しを添えて、又は消火栓設置工事申込書(様式第8号)を提出するものとする。
- 2 前項の規定により申込みをする者は、直結直圧式又は受水槽式以外の給水方式による 計画を行う場合は、給水方式や給水規模等について管理者と協議を行い、新設又は改良 を行う配水管の口径が決定した後に申し込むものとする。
- 3 給水装置工事申込場所における給水管の引込予定位置は、給水装置工事設計書の写し に明記するとともに、現地に車両の通過や降雨等により容易に消えない方法により明示 するものとする。

(給水開始時期等)

第5条 給水開始時期又は消火栓設置時期は,工事申込書を受け付けた日の属する月の翌月から概ね8か月とする。ただし、特別な事情がある場合は,この限りでない。

(計画延長)

- 第6条 管理者は、有効な配水管から引込予定位置又は消火栓設置位置までの配水管布設 経路の平面距離を計測し、工事負担金を算定する計画延長を決定するものとする。
- 2 配水管の新設を行う場合の計画延長は、10メートルを超えるものとする。
- 3 管理者は、第1項の場合において、維持管理可能と判断した最も工事負担金が安価と なる引込予定位置までの布設経路を選定するものとする。
- 4 前項の布設経路は、次に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 布設用地が官地ではない、又は官地であっても用地管理者の同意が得られないとき。
- (2) 布設用地の幅員が概ね1メートル未満であるとき。
- (3) 布設用地に標準的な埋設深度が確保できないとき。
- (4) 両側歩道を有する幅員が概ね10メートル以上の道路の横断を要するとき。
- (5) 幅員が概ね5メートル以上の用排水路又は河川等の横断を要するとき。
- (6) 線路又は軌道敷の横断を要するとき。
- (7) 推進工法等の特殊な施工方法を要するとき。
- (8) 小ブロック境界にあり、異なる小ブロックからの配水管の布設を要するとき。
- (9) その他管理者が維持管理不可能と判断したとき。

(算定を行う口径)

- 第7条 管理者は、第3条及び第4条の規定により提出された図書によって、工事負担金 の算定に用いる口径を決定する。
- 2 給水装置工事又は給水施設工事に伴う配水管の新設又は改良の工事を行う場合の工事 負担金算定口径は、原則として、給水希望場所の引込管口径の1口径上位のものとする。 なお、引込口径は、岡山市水道局給水装置工事施行基準に定めるとおりとする。
- 3 消火栓設置工事に伴う配水管の新設又は改良の工事を行う場合の工事負担金算定口径 は、新設消火栓が消防水利の基準に適合する口径とする。

(通知)

- 第8条 管理者は,第4条の規定による申込みがあった場合は,給水開始時期又は消火栓 設置時期その他必要な事項を配水管布設工事通知書(様式第4号)又は消火栓設置工事 通知書(様式第9号)により,第4条の規定により申込みをした者(以下「申込者」と いう。)に通知しなければならない。
- 2 申込者は、前項の規定による通知を受けた場合は、当該通知書の裏面に記載された覚 書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、管理者に提出するものとする。
- 3 申込者は、前項の覚書の提出後は、配水管布設工事等の施工に関する事項について、 一切の異議を申し立てないものとする。

(工事負担金)

第9条 工事負担金は、工事費と事務費によって構成されるものとし、管理者が指定する

期限までに全額を前納しなければならない。

- 2 管理者は、前項の期限までに工事負担金の納入がないときは、当該配水管布設工事等の申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者が認めたものについては、この限りでない。
- 3 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、 次条第3項、第11条第8項及び第12条第5項の規定により、その一部を還付するこ とができる。
- 4 配水管の改良に伴い既設管の撤去を要する場合の工事負担金の額は、既設管の撤去計画延長に管理者が別に定める工事負担金の単価を乗じた額とする。

(取消し)

- 第10条 申込者は、配水管布設工事等の申込みを取り消す場合は、速やかに配水管布設工事申込取消届(様式第5号)又は消火栓設置工事申込取消届(様式第10号)を提出するものとする。
- 2 管理者は、前項の取消届が第8条第1項の通知書に記載した工事負担金の納入前に提出された場合は、配水管布設工事等を取りやめるものとする。
- 3 管理者は、第1項の取消届が提出された場合において、既納の工事負担金と配水管布設工事等に要した費用に差額があるときは、その額を還付し、又は追加で請求することができる。
- 4 前項の配水管布設工事等に要した費用は、別表第1の左欄に掲げる提出期間によって 区分する負担率ごとの算定額に賠償等に要する費用(配水管布設工事等の契約後に受注 者から損害賠償請求等があったときの当該損害賠償等に要する費用をいう。次項におい て同じ。)を加算した金額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、取消届の受理日までに行われた配水管の新設又は改良に相当する費用に事務費、これらの撤去等の原形復旧に要する費用(配水管の既施工延長に管理者が別に定める工事負担金の単価を乗じた額をいう。)及び賠償等に要する費用を加算した金額が、前項の規定により算出した配水管布設工事等に要した費用を超える場合は、当該加算した金額を配水管布設工事等に要した費用とする。

(変更)

- 第11条 管理者は、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により配水管布設経路の変更が必要となった場合は、これを変更することができる。
- 2 管理者は、配水管布設工事等の変更に伴い第8条第1項の規定により通知した内容に変更が生じた場合は、申込者に対し、配水管布設工事変更通知書(様式第6号)又は消火栓設置工事変更通知書(様式第11号)により変更の通知をしなければならない。
- 3 申込者は、前項の通知を受けて、配水管布設工事等の継続を希望する場合は、提出期限までに当該通知書別紙の表面に記載された覚書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、管理者に提出するものとする。
- 4 申込者は、前項の覚書の提出により、配水管布設工事等の継続を希望する場合において、配水管布設経路の変更により追加の工事負担金が発生したときは、これを負担するものとする。この場合において、第9条の規定は、追加の負担金の納付について準用する。
- 5 申込者は、第1項の配水管布設経路の変更を理由として、配水管布設工事等の申込み を取り消す場合は、第2項の通知書別紙の裏面に記載された覚書の内容を確認し、自署 又は記名押印の上、管理者に提出するものとする。
- 6 管理者は、第3項の提出期限までに覚書が提出されないときは、当該配水管布設工事等の申込みを取り消したものとみなし、申込者に対し配水管布設工事中止通知書(様式第7号)又は消火栓設置工事中止通知書(様式第12号)により中止を通知する。
- 7 申込者は、前項の通知を受けた場合は、提出期限までに当該通知書の裏面に記載され た覚書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、管理者に提出するものとする。
- 8 管理者は、第5項の規定により、配水管布設工事等の申込みが取り消された場合(第 6項の規定により配水管布設工事等の申込みを取り消したものとみなす場合を含む。) において、既納の工事負担金があるときは、申込者の責めに帰すべき事由がないときに 限り、別表第2の左欄に掲げる提出期間によって区分する負担率ごとの算定額の合計を、 申込者が納付した工事負担金から差し引いて還付することができる。

(中止)

第12条 管理者は、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により配水管布設工事等が施工できないと判断した場合は、配水管布設工事等を中止することができる。

- 2 管理者は、配水管布設工事等の中止が必要となった場合は、申込者に対し配水管布設 工事中止通知書又は消火栓設置工事中止通知書により中止の通知をしなければならな い。
- 3 申込者は、前項の通知を受けた場合は、提出期限までに当該通知書の裏面に記載され た覚書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、管理者に提出するものとする。
- 4 管理者は、前項の提出期限までに覚書が提出されないときは、当該配水管布設工事等の申込みを取り消したものとみなす。
- 5 管理者は、第3項の覚書の提出があった場合(前項の規定により配水管布設工事等の 申込みを取り消したものとみなす場合を含む。)において、既納の工事負担金があるとき は、申込者の責めに帰すべき事由がないときに限り、別表第2の左欄に掲げる提出期間 によって区分する負担率ごとの算定額の合計を、申込者が納付した工事負担金から差し 引いて還付することができる。

(帰属)

第13条 配水管布設工事等による工事目的物は、完成検査に合格し、引渡しを受けた後に岡山市水道局に帰属するものであり、その取扱いについては一切の異議を受け付けないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか,必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

提出期間	工事負担金の負担率		
1定山朔间	内工事費	内事務費	
工事負担金納入後から	0 %	1 5 %	
工事負担金納付期限日まで	0 76	1 3 /0	
工事負担金納付期限翌日から	0 %	7 0 %	
工事着工の前日まで	U %	1 0 70	

工事着工の日以降	1 0 0 %	1 0 0 %

別表第2(第11条,第12条関係)

担山和間	工事負担金の負担率		
提出期間	内工事費	内事務費	
工事負担金納入後から	0 %	7 0/	
工事負担金納付期限日まで	0 %	7 . 5 %	
工事負担金納付期限翌日から	0 %	2 5 0/	
工事着工の前日まで	U %	3 5 %	
工事着工の日以降	5 0 %	5 0 %	

備考 申込者に明らかに責めが無い場合は、上記にかかわらず負担率を0%とする。

申込者 住所

氏名

担当者名: 連絡先Tm: E-mail:

給水装置工事申込等に伴う照会(依頼)

下記のとおり給水又は消火栓の設置を希望するので、照会をお願いします。

			記	
1	給水	に関する項目		
	(1)	給水希望場所		
	(2)	給水装置又は	ア 引 、	
		給水施設の規模	イ 局 メ ー タ ー 口 径 φmm ×	· 戸 - 戸
			φm × ウ 既設局メーター口径 φ m ×	- 戸
	(3)	給 水 方 式	□直結直圧式 □3階直圧式 □直結増圧式 □受水槽式 □併用式 (□直結直圧式 □直結増圧式 □受水槽式)	_ `
	(4)	施設の規模	階建	
			□戸建住宅 □集合住宅 □独身寮 □事務所・倉庫 □店舗(飲食 □有 □無) □学校・保育施設・養護施設(給食 □有 □無) □病院・診療所 □ホテル・保養所 □工場 □団地給水施設 □その他()
	(5)	給水希望時期	年 月 日	
2	消火	栓の設置に関する項目		
	(1)	設置希望場所		
	(2)	消火栓等の規模	ア 消 火 栓 口 径 及 び 数 φmm × イ 新 設 又 は 改 良 す る φmm × 配 水 管 口 径 及 び 延 長 φ mm ×	箇所 m m
	(3)	設置希望時期	年 月 日	
3	添	付書類 □ □ □	公 図 □ 要 約 書 現場写真 (引込及び設置予定位置の現地マーキング後の計 画 図 (土 地・建 物・消火栓包含図 等) 水道管路図 (布設希望経路又は設置希望位置を記載したする) 他 (
4	備	考		

〈注意事項〉

- (1) 記入漏れや内容が不明確な場合、照会をお受けできないことがあります。
- (2) 工事期間のみの給水を目的としている場合は、後に計画している給水方式及び給水規模をご記入ください。
- (3) 現地マーキングとは、スプレー等による簡易な位置明示のことを指します。
- (4) 添付書類のうち、原則として公図、現場写真及び水道管路図の提出は必須とします。
- (5) 備考には、関係機関との協議等があればその日付や内容の詳細をご記入ください。

岡水給起第 묶 年 月 日

様

岡山市水道事業管理者

給水装置工事申込等に伴う照会(回答)

年 月 日付けで依頼のあった照会について、下記のとおり回答します。

記

- 1 照 会 番 묶
- 2 給水に関する項目
 - (1) 給 水 希 望 場 所 (2) 給水装置又は ア引込口 mmイ局メーター口径 給水施設の規模 戸 mmX 戸 \times φ mm既設局メーター口径 戸 X mm(3) 給 方 式 水 設の規 模 階建
 - (4) 施
 - ア 配水管布設工事申込 (5) 回 答 内 容 イ 布設予定経路及び口径 分岐可能戸数(φ13換算) 戸
- 3 消火栓の設置に関する項目
 - (1) 設置希望場所 (2) 消火栓等の規模 ア 消火栓口径及び数 φ
 - 簡所 X mmイ 新設又は改良する X φ mmm 配水管口径及び延長 mmm
 - 消火栓設置工事申込 (3) 回 答 内 容 布設予定経路及び口径 イ
- 4 水 道 局 納 付 金 (1) 審查検查手数料 円 見込み額(税込) (2) 分岐工事監督費 円 (3) 加 入 負 担 金 円 (4) 工事負担金概算額 円 合 計 円

5 そ の 他

- (1) 本回答における内容は現時点での取扱いであり、有効期限は記載の回答日から1年とする。
- (2) 本回答における水道局納付金の額は見込みであり、工事負担金は給水装置工事申込等の受付時の単価を適用し、工事承認に併せて知らせるものとする。
- (3) 前項の工事承認は、岡山市水道局給水装置工事施行基準に適合することが前提であり、 本回答は工事の施工を約束するものではない。
- (4) 本回答は、照会を行った内容にのみ適用されるものとし、照会内容に変更や疑義が生じた場合は再度照会を要する。
- (5) 配水管布設工事申込みにおける給水開始時期は、申込みを受け付けた日の属する月の翌月から概ね8か月以上を要する。ただし、給水装置工事申込等の内容によってはこの限りでない。
- (6) 当該配水管から分岐する引込管は、やむを得ない事由がある場合を除き、局が別に定める時期までに施工を終えなければならない。

<本回答に関する問い合わせ先>

配水部 給水課 給水工事係

電 話: 086-271-5411

E-mail : kyuusuikouji@water.okayama.okayama.jp

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

申 込 者 住所

氏名

(本人(代表者)自署又は記名押印)

戸

担当者名: 連絡先压:

申込代理人 住所

氏名

担当者名: 連絡先Tm:

配水管布設工事申込書

下記の給水装置工事申請をするに当たり、裏面の事項について同意した上で、給水装置工事申請書及び設計書の写しを添え、配水管布設工事を申し込みます。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 給水装置又は (1)引 込 口 径 φ mm
 給水施設の規模 (2)局メーター口径 φ mm × φ mm
- 3 給 水 希 望 時 期 年 月 日
- 4 申請指定工事事業者
- 5 備 考 (1) 照 会 番 号 (2) 回 答 年 月 日 年 月 日

〈注意事項〉

- (1) 現地の位置明示は容易に消えないよう、青色笠の金属鋲等によるものとする。
- (2) 添付設計書の写しの平面図には位置表示欄を活用し、引込予定位置が判読できるようオフセット寸法を記入すること。
- (3) 別途申請により、給水装置工事申込等の承認を得るものとする。
- (4) 当該配水管から分岐する引込管は、やむを得ない事由がある場合を除き、局が別に定める時期までに施工を終えなければならない。

配水管布設工事の申込みに係る同意事項

- 1 配水管の布設に要する費用の一部を、工事負担金として岡山市水道条例第11条及び岡山市水道条例施行規程第6条の規定により負担すること。
- 2 岡山市水道局(以下「局」という。)が別途通知する工事負担金納付期限までに工事 負担金の納入がない場合、本申込みは取り消したものとみなされること。
- 3 工事負担金納入後は、給水装置工事及び給水施設工事の引込予定位置並びに口径の変 更ができないこと。
- 4 工事負担金の対象となる有効な配水管から引込予定位置までの計画延長については、 局において確認の上、決定するものであること。
- 5 当該配水管は局に帰属するものとし、申込者はその帰属及び配水管布設工事等の施工 内容等について一切異議を申し立てないこと。
- 6 本申込書が受領され、布設する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理 者等の指示その他やむを得ない事由により、配水管の布設ができない場合があること。
- 7 本申込書が受領され、布設する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理 者等の指示その他やむを得ない事由により、配水管布設経路が変更となる場合があるこ と。この場合において、申込者は、工事の申込みを継続するに当たり、追加の工事負担 金が発生したときは、これを負担し、局が通知する納付期限までに納入すること。
- 8 申込者が、配水管布設工事等の申込みを取り消した場合(工事負担金の納入がないために、申込みを取り消したものとみなす場合を含む。)は、工事負担金の額にかかわらず、当該配水管布設工事等のために要した費用は申込者の負担となること。
- 9 給水開始時期は、申込みを受け付けた日の属する月の翌月から概ね8か月以上となる こと。ただし、給水装置工事申込等の内容によってはこの限りでないこと。
- 10 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、次に掲げるとおり、岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、その一部を還付する場合があること。
 - (1) 工事着工の前日までに工事を取りやめる場合は、事務費の一部を控除して還付する。
 - (2) 工事着工の日以降に工事を取りやめる場合は、工事費及び事務費の全部又は一部を還付しない。

 岡水給起第
 号

 年
 月

 日

様

岡山市水道事業管理者

配水管布設工事通知書

年 月 日 付けで提出された配水管布設工事の申込みについて、下記の とおり通知します。

なお、納付期限までに工事負担金の納入がない場合は、当該配水管布設工事の申込みを 取り消したものとみなします。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 給 水 開 始 時 期 年 月頃
- 3 工事負担金計画延長 m
- 4 工事負担金概算額
 円 (内工事費
 円)

 (内事務費
 円)
- 5 負担金等納付期限 年 月 日
- 6 照 会 番 号
- 7 そ の 他
 - (1) 給水開始時期は現時点での計画であり、気象条件その他の事由により変更となる場合があるため、時期を確約するものではない。
 - (2) 上記の工事負担金額は概算であり、給水装置工事申込等の受付時の単価を適用し、工事承認に併せて知らせるするものとする。
 - (3) 本通知を受けた場合は、裏面に記載された覚書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、局に2部のうち1部を提出し、残り1部は給水装置工事の完了まで申込者において保管するものとする。

〈注意事項〉

負担金等の納入については、負担金等を金融機関窓口で納入した場合、その入金確認を局が行うには**5営業日程度**の期間を要する。

配水管布設工事の申込みに係る覚書

- 1 配水管の布設に要する費用の一部を、工事負担金として岡山市水道条例第11条及び岡山市水道条例施行規程第6条の規定により負担すること。
- 2 岡山市水道局(以下「局」という。)が通知した負担金等納付期限までに工事負担金の 納入がない場合、本申込みは取り消したものとみなされること。
- 3 工事負担金納入後は、給水装置工事及び給水施設工事の引込予定位置並びに口径の変更 ができないこと。
- 4 工事負担金の対象となる有効な配水管から引込予定位置までの延長については、局において確認の上、決定するものであること。
- 5 当該配水管は局に帰属するものとし、申込者はその帰属及び配水管布設工事等の施工内容等について一切異議を申し立てないこと。
- 6 本通知書を受領し、布設する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理者等 の指示その他やむを得ない事由により、配水管の布設ができない場合があること。
- 7 本通知書を受領し、布設する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により、配水管布設経路が変更となる場合があること。この場合において、申込者は、工事の申込みを継続するに当たり、追加の工事負担金が発生したときは、これを負担し、局が通知する納付期限までに納入すること。
- 8 申込者が、配水管布設工事等の申込みを取り消した場合(工事負担金の納入がないため に、申込みを取り消したものとみなす場合を含む。)は、工事負担金の額にかかわらず、 当該配水管布設工事等のために要した費用は申込者の負担となること。
- 9 給水開始時期は、申込みを受け付けた日の属する月の翌月から概ね8か月以上となること。ただし、給水装置工事申込等の内容によってはこの限りではないこと。
- 10 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、次に掲げるとおり、岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、その一部を還付する場合があること。
 - (1) 工事着工の前日までに工事を取りやめる場合は、事務費の一部を控除して還付する。
 - (2) 工事着工の日以降に工事を取りやめる場合は、工事費及び事務費の全部又は一部を還付しない。

以上の事項について同意し、納付期限までに工事負担金を納入します。

年 月	日	
	住 所	
	申 込 者	
	氏 名	
		(本人(代表者) 自署又は記名押印)

申込者住所

氏 名

(本人(代表者) 自署又は記名押印)

担当者名: 連絡先Tu:

申込代理人 住 所

氏 名

担当者名: 連絡先Tm:

配水管布設工事申込取消届

年 月 日付けで申込みを行った配水管布設工事について、下記のとおり取り消します。

なお、当該配水管布設工事の取りやめにより、岡山市水道局に損害が発生した場合は、当該配水管布設工事等に要した費用は全て当方において負担します。また、給水装置工事申込等についても、別途取消届を提出します。

記 1 工 事 場 所 取 消年月 日 年 月 2 日 3 取 消 理 由 4 照 会 番 号 5 そ \mathcal{O} 他

金融機関名	:		
支 店 名	:		
預金種別	:	1. 普通・総合 2. 当座 (いずれかに○)	
口座番号	:		
(カナ)	:		
口座名義	:		

— 【還付先口座】 ————

※ この欄は還付がある場合のみご記入ください

 岡水給起第
 号

 年
 月

 日

様

岡山市水道事業管理者

配水管布設工事変更通知書

年 月 日付けで通知した配水管布設工事については、変更となりましたので通知します。

下記の内容において、当該配水管布設工事の継続を希望する、又は申込みを取りやめるかを選択し、提出期限までに別紙覚書を提出すること。

なお、いずれの提出もない場合は、当該配水管布設工事の申込みを取り消したものとみなします。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 変 更 理 由
- 3 変 更 給 水 開 始 時 期 年 月頃
- 4 変更工事負担金計画延長
- 5 変更工事負担金概算額 円 (追徴額 円)

m

- 6 変更負担金等納付期限 年 月 日
- 7 提 出 期 限 年 月 日
- 8 照 会 番 号
- 9 そ の 他
 - (1) 給水開始時期は現時点での計画であり、気象条件その他の事由により変更となる場合があるため、時期を確約するものではない。
 - (2) 上記の変更工事負担金額は概算であり、給水装置工事申込等の受付時の単価を適用し、工事承認に併せて知らせるものとする。
 - (3) 本通知を受け、当該工事申込を継続する場合は別紙(表面)、中止する場合は別紙(裏面)の覚書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、局に2部のうち1部を提出し、残り1部は給水装置工事の完了まで申請者において保管し、前通知は破棄するものとする。

〈注意事項〉

負担金等の納入については、負担金等を金融機関窓口で納入した場合、その入金確認を局が行うには**5営業日程度**の期間を要する。

本通知により中止する場合は、給水装置工事申込等についても別途取消届を提出するものとする。

照会番号	
------	--

年

月

 \exists

配水管布設工事の変更に係る覚書

- 1 配水管の布設に要する費用の一部を、工事負担金として岡山市水道条例第11条及び岡山市水道条例施行規程第6条の規定により負担すること。
- 2 岡山市水道局(以下「局」という。)が通知した変更負担金等納付期限までに工事負担金の納入がない場合、本申込みは取り消したものとみなされること。
- 3 変更工事負担金納入後は、給水装置工事及び給水施設工事の引込予定位置並びに口径の 変更ができないこと。
- 4 変更工事負担金の対象となる有効な配水管から引込予定位置までの延長については、局において確認の上、決定するものであること。
- 5 当該配水管は局に帰属するものとし、申込者はその帰属及び配水管布設工事等の施工内 容等について一切異議を申し立てないこと。
- 6 本通知書を受領し、布設する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理者等 の指示その他やむを得ない事由により、配水管の布設ができない場合があること。
- 7 本通知書を受領し、布設する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により、配水管布設経路が変更となる場合があること。この場合において、申込者は、工事の申込みを継続するに当たり、追加の工事負担金が発生したときは、これを負担し、局が通知する納付期限までに納入すること。
- 8 申込者が、配水管布設工事等の申込みを取り消した場合(工事負担金の納入がないために、申込みを取り消したものとみなす場合を含む。)は、工事負担金の額にかかわらず、当該配水管布設工事等のために要した費用は申込者の負担となること。
- 9 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、次に 掲げるとおり、岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定によ り、その一部を還付する場合があること。
 - (1) 工事着工の前日までに工事を取りやめる場合は、事務費の一部を控除して還付する。
 - (2) 工事着工の日以降に工事を取りやめる場合は、工事費及び事務費の全部又は一部を還付しない。

以上の事項について同意し、納付期限までに変更工事負担金を納入します。

住 所	

	任	所	
申込者			
	氏	名	

配水管布設工事の取りやめに係る覚書

- 1 年月日付けで行った配水管布設工事申込について取り消すこと。
- 2 当該工事で布設された配水管は岡山市水道局に帰属し、その取扱いについては一切の異議を申し出ないこと。
- 3 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、岡山市水道局 給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、既納の工事負担金の一部を控除して 還付する場合があること。
- 4 給水装置工事申込等を伴う場合は、別途取消届を提出すること。

以上の事項について同意し、上記の配水管布設工事申込を取り消します。

年 月 日

住 所 ______

申込者

氏 名

(本人(代表者)自署又は記名押印)

工事負担金還付額

円

(円)

内 訳	納入額	還付額
(内工事費)		
(内事務費)		
合 計		

※消火栓設置工事申込みを伴う場合、当該工事の還付額を含む。

			【還付先口座	1	
				4	
金融機関名	:				
支 店 名	:				
預金種別	:	1. 普通	・総合	2. 当座	(いずれかに○)
口座番号	:				
(カナ)	:				
口座名義	:				

※ この欄は還付がある場合のみご記入ください

 岡水給起第
 号

 年
 月

 日

様

岡山市水道事業管理者

配水管布設工事中止通知書

年 月 日付けで通知した配水管布設工事については、中止となりましたので通知します。

下記の提出期限までに、裏面の覚書の内容を確認し提出すること。なお、提出がない場合は、当該配水管布設工事の申込みを取り消したものとみなします。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 中 止 理 由
- 3 工事負担金還付額

円

(田)

		(17)
内 訳	納入額	還付額
(内工事費)		
(内事務費)		
合 計		

※消火栓設置工事申込を伴う場合、当該工事の還付額を含む。

4 提 出 期 限 年 月 日

5 照 会 番 号

6 そ の 他

本通知に伴い給水装置工事申込等を取り消す場合は、裏面に記載された覚書の内容を確認し、自署又は記名押印を行った上、局に2部のうち1部を提出し、残り1部は還付手続き完了まで申請者において保管し、前通知は破棄すること。

年

月

日

配水管布設工事の中止に係る覚書

2 当該工事で布設された配水管は岡山市水道局に帰属するものとし、その取扱いに	
は一切の異議を申し出ないこと。	ついて

- 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、岡山 市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、既納の工事負担金 の一部を控除して還付する場合があること。
- 給水装置工事申込等を伴う場合は、別途取消届を提出すること。

以上の事項について同意し、上記の配水管布設工事申込を取り消します。

住 所 申込者 氏 名 (本人(代表者)自署又は記名押印)

				1,00	/L:./				
金融機関名	:								
支 店 名	:								
預金種別	:	1.	・通・	総合		2.	当座	(いずれかほ	<u>:</u> ()
口座番号	:								
(カナ)	:								
口座名義	:								

※ この欄は還付がある場合のみご記入ください

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

申 込 者 住所

氏名

(本人(代表者)自署又は記名押印)

担当者名: 連絡先派:

申込代理人 住所

氏名

担当者名: 連絡先Tu:

消火栓設置工事申込書

都市計画法に基づく開発行為に当たり、裏面の事項について同意した上で、同法第32条第1項の規定による消防水利の基準に適合する消火栓の設置工事(設置に伴う配水管の布設工事を含む。)を申し込みます。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 消火栓等の規模 (1) 消火栓口径及び数 φ mm 箇所
 - (2) 新設又は改良する φ mm × m 配水管口径及び延長 φ mm × m
- 3 設置希望時期 年 月 日
- 4 申請指定工事事業者
- 5 備 考 (1) 照 会 番 号
 - (2) 回答年月日 年 月日

〈注意事項〉

- (ア) 現地の位置明示は容易に消えないよう、青色笠の金属鋲等によるものとする。
- (イ)給水装置工事等を伴う申込みの場合は、別途申請により承認を得るものとする。

消火栓設置工事の申込みに係る同意事項

- 1 消火栓の設置に要する費用を、工事負担金として岡山市水道条例第11条及び岡山市水道条例施行規程第6条の規定により負担すること。
- 2 岡山市水道局(以下「局」という。)が別途通知する負担金等納付期限までに工事負担金の納入がない場合、本申込みは取り消したものとみなされること。
- 3 工事負担金納入後は、消火栓の設置若しくは撤去位置又は新設若しくは改良を要する 配水管口径の変更ができないこと。
- 4 工事負担金の対象となる消火栓の設置若しくは撤去位置又は新設若しくは改良を要する配水管の計画延長については、局において確認の上、決定するものであること。
- 5 当該消火栓及び配水管は局に帰属するものとし、申込者はその帰属及び配水管布設工 事等の施工内容等について一切異議を申し立てないこと。
- 6 本申込書が受領され、消火栓の規模若しくは位置又は新設若しくは改良を要する配水 管の計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由に より、配水管の布設ができない場合があること。
- 7 本申込書が受領され、消火栓の規模若しくは位置又は新設若しくは改良を要する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により、配水管布設経路が変更となる場合があること。この場合において、申込者は、工事の申込みを継続するに当たり、追加の工事負担金が発生したときは、これを負担し、局が通知する納付期限までに納入すること。
- 8 申込者が、開発行為の取りやめ等により消火栓設置工事等の申込みを取り消した場合 (工事負担金の納入がないために、申込みを取り消したものとみなす場合を含む。) は、工事負担金の額にかかわらず、当該消火栓設置工事等のために要した費用は申込者 の負担となること。
- 9 消火栓設置時期は、申込みを受け付けた日の属する月の翌月から概ね8か月以上となること。ただし、給水装置工事申込等の内容によってはこの限りではないこと。
- 10 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、次に掲げるとおり、岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、その一部を還付する場合があること。
 - (1) 工事着工の前日までに工事を取りやめる場合は、事務費の一部を控除して還付する。
 - (2) 工事着工の日以降に工事を取りやめる場合は、工事費及び事務費の全部又は一部を還付しない。

 岡水給起第
 号

 年
 月

 日

様

岡山市水道事業管理者

消火栓設置工事通知書

年 月 日 付けで提出された消火栓設置工事の申込みについて、下記の とおり通知します。

なお、納付期限までに工事負担金の納入がない場合は、当該消火栓設置工事の申込みを 取り消したものとみなします。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 設 置 時 期 年 月頃
- 3 消 火 栓 等 の 規 模 (1) 消火栓口径及び数 φ mm 箇所
 - (2) 新設又は改良する φ mm × m 配水管口径及び延長 φ mm × m
- 4 工 事 負 担 金 概 算 額 円 (内工事費 円) (内事務費 円)
- 5 負 担 金 等 納 付 期 限 年 月 日
- 6 照 会 番 号
- 7 そ の 他
 - (1) 設置時期は現時点での計画であり、気象条件その他の事由により変更となる場合があるため、時期を確約するものではない。
 - (2) 上記の工事負担金額は概算であり、給水装置工事申込等の受付時の単価を適用し、工事承認に併せて知らせるものとする。
 - (3) 本通知を受けた場合は、裏面に記載された覚書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、局に2部のうち1部を提出し、残り1部は消火栓設置工事の完了まで申請者において保管するものとする。

〈注意事項〉

負担金等の納入については、負担金等を金融機関窓口で納入した場合、その入金確認を局が行うには**5営業日程度**の期間を要する。

消火栓設置工事の申込みに係る覚書

- 1 消火栓の設置に要する費用の一部を、工事負担金として岡山市水道条例第11条及び岡山市水道条例施行規程第6条の規定により負担すること。
- 2 岡山市水道局(以下「局」という。)が通知した負担金等納付期限までに工事負担金の納入がない場合、本申込みは取り消したものとみなされること。
- 3 工事負担金納入後は、消火栓の設置若しくは撤去位置又は新設若しくは改良を要する配 水管口径の変更ができないこと。
- 4 工事負担金の対象となる消火栓の設置若しくは撤去位置又は新設若しくは改良を要する 配水管の計画延長については、局において確認の上、決定するものであること。
- 5 当該消火栓及び配水管は局に帰属するものとし、申込者はその帰属及び配水管布設工事 等の施工内容等について一切異議を申し立てないこと。
- 6 本通知書を受領し、消火栓の規模若しくは位置又は新設若しくは改良を要する配水管の 計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により、 配水管の布設ができない場合があること。
- 7 本通知書を受領し、消火栓の規模若しくは位置又は新設若しくは改良を要する配水管の 計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により、 配水管布設経路が変更となる場合があること。この場合において、申込者は、工事の申込 みを継続するに当たり、追加の工事負担金が発生したときは、申込者においてこれを負担 し、局が通知する納付期限までに納入すること。
- 8 申込者が、開発行為の取りやめ等により消火栓設置工事等の申込みを取り消した場合 (工事負担金の納入がないために、申込みを取り消したものとみなす場合を含む。)は、工事負担金の額にかかわらず、当該消火栓設置工事等のために要した費用は申込者の負担となること。
- 9 消火栓設置時期は、申込みを受け付けた日の属する月の翌月から概ね8か月以上となること。ただし、給水装置工事申込等の内容によってはこの限りではないこと。
- 10 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、次に掲げるとおり、岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、その一部を還付する場合があること。
 - (1) 工事着工の前日までに工事を取りやめる場合は、事務費の一部を控除して還付する。
 - (2) 工事着工の日以降に工事を取りやめる場合は、工事費及び事務費の全部又は一部を還付しない。

以上の事項について同意し、納付期限までに工事負担金を納入します。

年	月	日						
						住	所	
			申	込	者			
						氏	名	

(本人(代表者)自署又は記名押印)

申込者住所

氏 名

(本人(代表者)自署又は記名押印)

担当者名: 連絡先Ta:

申込代理人 住 所

氏 名

担当者名: 連絡先Tm:

消火栓設置工事申込取消届

年 月 日付けで申込みを行った消火栓設置工事について、下記のとおり取り消します。

なお、当該消火栓設置工事の取りやめにより、岡山市水道局に損害が発生した場合は、当該 消火栓設置工事に要した費用は全て当方において負担します。

また、給水装置工事申込等を伴う場合は、別途取消届を提出します。

記

1	エ	事場	所					
2	取	消年	月日	年	月	日		
3	取	消 理	曲					
4	照	会 番	号					
5	そ	\mathcal{O}	他					

金融機関名	:		
支 店 名	:		
預金種別	:	1. 普通・総合 2. 当座 (いずれかに○)	
口座番号	:		
(カナ)	:		
口座名義	:		

— 【還付先口座】 ————

※ この欄は還付がある場合のみご記入ください

 岡水給起第
 号

 年
 月

 日

様

岡山市水道事業管理者

消火栓設置工事変更通知書

年 月 日付けで通知した消火栓設置工事については、変更となりましたので通知します。

下記の内容において、当該消火栓設置工事の継続を希望する、又は申込みを取りやめるかを選択し、提出期限までに別紙覚書を提出すること。

なお、いずれの提出も無い場合は、当該消火栓設置工事の申込みを取り消したものとみなします。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 変 更 理 由
- 3 設置変更時期 年
- 4 消火栓等の変更規模
- (1) 消火栓口径及び数 φ nm × 箇所 (2) 新設又は改良する φ nm × m 配水管口径及び延長 φ nm × m

(追徴額

円)

5 変更工事負担金概算額

月 日

円

6 変更負担金等納付期限

出

提

7

年 月 日

月頃

8 照 会 番 号

期

限

- 9 そ の 他
 - (1) 設置変更時期は現時点での計画であり、気象条件その他の事由により変更となる場合があるため、時期を確約するものではない。

年

- (2) 上記の変更工事負担金額は概算であり、給水装置工事申込等の受付時の単価を適用し、工事承認に併せてお知らせするものとする。
- (3) 本通知を受け、当該工事申込を継続する場合は別紙(表面)、中止する場合は別紙(裏面)の覚書の内容を確認し、自署又は記名押印の上、局に2部のうち1部を提出し、残り1部は消火栓設置工事の完了まで申請者において保管し、前通知は破棄するものとする。

〈注意事項〉

負担金等の納入については、負担金等を金融機関窓口で納入した場合、その入金確認を局が行うには**5 営業日程度**の期間を要する。

本通知により中止し、給水装置工事申込等を伴う場合は、別途取消届を提出するものとする。

<本通知に関する問い合わせ先> 給水課 給水工事係 086-271-5411

照会番号	

年

月

 \exists

消火栓設置工事の変更に係る覚書

- 1 消火栓の設置に要する費用の一部を、工事負担金として岡山市水道条例第11条及び岡山市水道条例施行規程第6条の規定により負担すること。
- 2 岡山市水道局(以下「局」という。)が通知した変更負担金等納付期限までに工事負担金の納入がない場合、本申込みは取り消したものとみなされること。
- 3 変更工事負担金の納入後は、消火栓の設置若しくは撤去位置又は新設若しくは改良を要する配水管口径の変更ができないこと。
- 4 変更工事負担金の対象となる消火栓の設置若しくは撤去位置又は新設若しくは改良を要する配水管の計画延長については、局において確認の上、決定するものであること。
- 5 当該消火栓及び配水管は局に帰属するものとし、申込者はその帰属及び配水管布設工事 等の施工内容等について一切異議を申し立てないこと。
- 6 本通知書を受領し、消火栓の規模若しくは位置又は新設若しくは改良を要する配水管の 計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により、 配水管の布設ができない場合があること。
- 7 本通知書を受領し、消火栓の規模若しくは位置又は新設若しくは改良を要する配水管の計画延長が決定した後においても、道路管理者等の指示その他やむを得ない事由により、配水管布設経路が変更となる場合があること。この場合において、申込者は、工事の申込みを継続するに当たり、追加の工事負担金が発生したときは、これを負担し、局が通知する納付期限までに納入すること。
- 8 申込者が、開発行為の取りやめ等により消火栓設置工事等の申込みを取り消した場合 (工事負担金の納入がないために、申込みを取り消したものとみなす場合を含む。)は、 工事負担金の額にかかわらず、当該消火栓設置工事等のために要した費用は申込者の負担となること。
- 9 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、次に 掲げるとおり、岡山市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定によ り、その一部を還付する場合があること。
 - (1) 工事着工の前日までに工事を取りやめる場合は、事務費の一部を控除して還付する。
 - (2) 工事着工の日以降に工事を取りやめる場合は、工事費及び事務費の全部又は一部を還付しない。

以上の事項について同意し、納付期限までに変更工事負担金を納入します。

	住	所	
申込者			
	氏	名	

(本人(代表者)自署又は記名押印)

消火栓設置工事の取りやめに係る覚書

- 1 年 月 日付けで行った消火栓設置工事申込について取り消すこと。
- 2 当該工事で設置された消火栓及び布設された配水管は岡山市水道局に帰属し、その取扱いについては一切の異議を申し出ないこと。
- 3 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、岡山市水道局 給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、既納の工事負担金の一部を控除して 還付する場合があること。
- 4 給水装置工事申込等を伴う場合は、別途取消届を提出すること。

以上の事項について同意し、上記の消火栓設置工事申込を取り消します。

年 月 日

住	所	
申込者		
氏	名	
		(本人(代表者) 自署又は記名押印)

工事負担金還付額 (円)

内 訳	納入額	還付額
(内工事費)		
(内事務費)		
合 計		

		【還付先	口座】————	
金融機関名	:			
支 店 名	:			
預金種別	:	1. 普通・総合	2. 当座	(いずれかに○)
口座番号	:			
(カナ)	:			
口座名義	:			

※ この欄は還付がある場合のみご記入ください

 岡水給起第
 号

 年
 月

 日

様

岡山市水道事業管理者

消火栓設置工事中止通知書

年 月 日付けで通知した消火栓設置工事については、中止となりましたので通知します。

下記の提出期限までに、裏面の覚書の内容を確認し提出すること。なお、提出がない場合は、当該消火栓設置工事の申込みを取り消したものとみなします。

記

- 1 工 事 場 所
- 2 中 止 理 由
- 3 工事負担金還付額

円

(円)

		(1.1)
内 訳	納入額	還付額
(内工事費)		
(内事務費)		
合 計		

- 4 提 出 期 限 年 月 日
- 5 照 会 番 号
- 6 そ の 他

本通知に伴い消火栓設置工事申込を取り消す場合は、裏面に記載された覚書の内容を確認し、自署又は記名押印を行った上、局に2部のうち1部を提出し、残り1部は還付手続き完了まで申請者において保管し、前通知は破棄すること。

<本通知に関する問い合わせ先> 給水課 給水工事係 086-271-5411

年

月

日

消火栓設置工事の中止に係る覚書

1	年	月	\exists	付けで行っ	た消火栓設置工事申込について取り消すこる	ر حل
1		/ 1	\vdash	111/ / 11 -		_ 0

- 2 当該工事で設置された消火栓及び布設された配水管は岡山市水道局に帰属するものとし、その取扱いについては一切の異議を申し出ないこと。
- 3 既納の工事負担金は還付しないこと。ただし、局がやむを得ないと認めるときは、岡山 市水道局給水装置工事申込等に伴う工事負担金取扱要綱の規定により、既納の工事負担金 の一部を控除して還付する場合があること。
- 4 給水装置工事申込等を伴う場合は、別途取消届を提出すること。

以上の事項について同意し、上記の消火栓設置工事申込を取り消します。

住所	
申 込 者	
氏 名	
	(本人(代表者) 自署又は記名押印)

	【還付先口座】						
			-				
金融機関名	:						
支 店 名	:						
預金種別	:	1. 普通・総合	2. 当座	(いずれかに○)			
口座番号	:						
(カナ)	:						
口座名義	:						

※ この欄は還付がある場合のみご記入ください